

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、平成22年4月1日に東亜バルブエンジニアリング株式会社を吸収合併し、当社を持株会社としたグループ経営体制より事業会社へ体制を変更いたしました。

新体制におきましては、これまでの持株会社運営で培った経験を活かしながら、有効且つ適正な内部統制システムを構築・運営することによって、役職員のコンプライアンス意識を高め、適時適切な情報開示を確実に実施し、透明性・公正性の高い健全な企業であるようガバナンス体制を確立するとともに、意思決定の迅速化により経営の効率化を徹底して追求し、より企業価値を高めていくことを基本方針としてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	302,200	11.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	181,800	6.78
西華産業株式会社	113,600	4.24
TOA取引先持株会	91,400	3.41
三菱重工業株式会社	89,624	3.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	68,000	2.53
三菱UFJ信託銀行株式会社	66,500	2.48
前島崇志	56,000	2.09
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	46,700	1.74
三川信一	41,600	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 正憲	他の会社の出身者					○						
浜本 光浩	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 正憲		現、西華産業株式会社取締役上席執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管 なお、西華産業株式会社は当社の間には取引関係があります。	高橋氏は商社勤務で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき独立した客観的立場から助言いただくため社外取締役として選任しております。 なお、西華産業株式会社は当社と販売代理店契約を締結しておりますが主要な取引先ではありません。
浜本 光浩	○	現、弁護士法人きつかわ総合法律事務所パートナー弁護士	浜本氏は、弁護士としての経験と専門知識を活かし、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断し、同氏の適切な助言は当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に繋がるものと考えております。また、同氏は、独立性の基準のいずれの項目にも該当せず、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。なお、当社は、同氏が在籍する弁護士法人きつかわ総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社が同事務所に支払っている顧問料は、当社の売上高の0.1%以下であり、また同事務所の業務規模に比して少額のため、同事務所は当社に対して特段の依存はしていません。従って、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立

			性が保たれていると判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	-------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適宜情報を交換するとともに、法定監査後には監査結果の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
萬成 隆	他の会社の出身者							○		○				
生川 友佳子	税理士										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萬成 隆		現、三菱商事株式会社理事関西支社副 支社長兼電力プラント部長、三菱商事バ ワーステムズ株式会社非常勤取締役 なお、三菱商事株式会社は、当社の主要 取引先で、平成27年度における販売実績 は1,702百万円(総販売実績に対する割合 18.54%)です。また、同社は当社の主要 株主で、平成27年9月末時点において30 2,200株(当社発行済株式総数の11.28%) を保有しております。	総合商社で培われた豊富なビジネス経験及び 見識を当社の監査体制に活かせると判断し選 任しております。
生川 友佳子		現、生川友佳子税理士事務所税理士(所 長) なお、生川氏は、当社と業務委託関係に あるデロイト トーマツ税理士法人の出身 者(平成27年9月退職)ですが、当社と同 社の間には取引関係はありません。	生川氏は、直接会社経営に関与された経験は ありませんが、税理士としての経験と専門知識 を当社の監査体制に活かせると判断し選任し ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

将来的な課題と認識しておりますが、現在のところは導入に至っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

直近終了事業年度に係る有価証券報告書において開示した内容は次のとおりであります。
取締役(社外取締役を除く)4名に支払した金額 97,986千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成19年12月21日開催の第8回定時株主総会において年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。取締役の報酬は、月額報酬と賞与で構成されます。月額報酬は、「役員報酬規程」に定めるところにより、基本報酬と役付等報酬の合計で標準額を算定し、これに各取締役の職務執行及び業務執行の状況に応じた調整を行うことで決定しております。賞与については、各取締役の役職に業績を加味して決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第10回定時株主総会において、平成22年4月1日より年額80百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬は、月額報酬のみで、「役員報酬規程」に定めるところにより、基本報酬と役付等報酬の合計で標準額を算定し、これを基礎に監査役の協議により決定しております。賞与は第15期(平成25年10月1日から平成26年9月30日)より廃止いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

日常の情報交換並びに取締役会等への出席が容易となるよう定例取締役会の開催日を月曜日として遠方より出席について便宜を図っております。また、取締役会等の開催にあたっては、資料の事前配布を行っており、必要に応じ事前説明を行っております。

また、社外監査役及び監査役を補助するため専従スタッフを1名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、公正性、迅速性、透明性を担保・維持し、且つ効率的な経営を実現するために求められるガバナンスを実現するため、監査役会設置会社形態をベースに、執行役員制度を採用することとしております。

これにより当社の経営監視体制は、社外取締役を含む取締役会による業務執行の監督、監査役会及び監査役による監査役監査、会計監査人による会計監査、内部監査室による内部監査を以って構築しております。

「取締役会」は7名で構成され、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化と外部的視点での助言機能の充実を図るため、うち2名が社外取締役であります。取締役会は毎月1回の月例開催日を設定しており必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項や重要な経営事項を決定しております。

「執行役員制度」は、取締役会による経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するために採用しており、現在の執行役員は、代表取締役も含め、10名(うち取締役兼務5名)で構成されています。

「監査役会」は現在3名により構成され、うち2名が社外監査役であります。監査役会は原則月1回開催し、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人と連携をとりながら監査業務等を行っております。取締役会を始めとする各重要会議への出席、重要書類の閲覧などにより業務執行状況ならびに財産の状態を網羅的に監査する体制を敷いております。また、監査役に定期的に提出する書類は監査役の要請に応じ取締役会で決定し、随時充実させる方向で取り組んでおります。

「内部監査室」は当社の内部統制部門として内部監査の実施や内部統制プロセスのより一層の充実に注力するとともに、監査役会、会計監査人との連携の充実に努めております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。平成26年度9月期において、指定有限責任社員 業務執行社員 和田朝喜氏及び指定有限責任社員 業務執行社員 岡本健一郎氏が業務を執行しております。補助者は公認会計士4名、その他6名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会設置会社として、経営監視機能の客観性および中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で経営の透明性及び健全性の強化に有効に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主が理解できるよう、招集通知の議案の参考書類を英文化し、当社ホームページへ掲載しています。
その他	株主が総会議案の検討期間を確保できるよう、招集通知の発送日前に株主総会招集通知を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しています。 また、株主総会のビジュアル化(パワーポイントを使用)を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、株主総会招集通知・決議通知、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部において情報に関する適時開示を含めたIR活動を推進し、経営方針や業績に関する充実した情報開示に努めております。	
その他	アナリスト・機関投資家には個別対応で、IR担当取締役が説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の一環として、国土交通省 近畿地方整備局 六甲砂防事務所が行う「六甲山系グリーンベルトの森づくり」の活動に参加しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、産業用高温高压弁のバイオニア企業として、「信頼される企業としての社会の進歩に貢献し、誠実と融和により健康で活気ある職場を作り、常に経営の刷新と技術の開発に努める。」を経営理念に、その実現のため、トウアバルグループ企業行動憲章を定め、これに基づき、当社グループの業務が、法令遵守・リスク管理・経済的合理性の各側面から適正な運用状態が確保されるよう内部統制を構築することとし、以下のとおりその基本方針を定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの役職員は、法令・定款を遵守し、各個人が企業人・社会人としての高度な倫理観に基づいて行動することを基本とする。
- (2) 当社は、『グループコンプライアンス規程』を制定し、当社グループの全役職員に対し、これを要約した『TVEグループ役職員行動規範カード』の常時携帯を義務付け、その周知徹底を図る。
- (3) 当社は、コンプライアンスに係るすべての活動を統括する内部統制統括責任者を任命し、その下に内部統制委員会を設置する。
- (4) 内部統制委員会は、当社グループ各社におけるコンプライアンス状況の監視・維持・情報収集を行い、活動の状況・成果は定期的に当社取締役会に報告する。
- (5) 当社グループにおいて重大な法令・定款違反及び不正の事実が判明した場合、または未然防止のため、『グループ内部通報規程』を制定する。また、当社グループの全役職員からの通報・相談に応じる窓口を設置し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、当社グループの取締役の職務の執行に係る記録・文書の取り扱いについて、『取締役の職務執行に係る文書管理規程』を設け、適切に保存並びに閲覧の管理を行う。
- (2) 管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営に係るリスクを認識し、適正且つ効率的な業務運営のため、『グループリスク管理規程』を制定する。
- (2) 当社は、内部統制統括責任者を任命し、リスク管理に関わるすべての活動を統括する。
- (3) 内部監査室は、リスクベースの監査によってグループ各社・各部署に潜在するリスクの洗い出しと評価を行う。是正・改善が必要な場合、グループ各社・各部署は、速やかにその対策を計画する。
- (4) 当社グループは、労働災害の撲滅に全力で取り組む。
- (5) 外部要因により当社グループに及ぶリスクについては、内部統制担当者を通じ情報を確実に入手し、迅速な意思決定により対策を行う。
- (6) 当社が把握したリスクは、有価証券報告書、決算短信等を通じ、『リスク情報』、『対処すべき課題』として積極的にステークホルダーに対し開示する。
- (7) 当社グループの製品等に起因し事故等が発生した場合は、直ちに顧客並びに当社従業員の安全を確保するとともに必要に応じ緊急対策本部（仮称・適宜決定）を設置し、情報管理の一元化を図り、適切且つ迅速な対応を行うことで、以後の安全確保と早期のプラントの復旧を行うとともに二次損害の防止に努めるものとし、火災、自然災害等の発生時においても同様とする。
- (8) 大規模な自然災害等の発生時においては、『事業継続計画』（BCP）に基づき、顧客、当社グループ従業員、取引先、地域住民の安全確保を最優先に行動することで企業としての社会的責任を果たし、早期の事業再開に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中期収益目標を基礎としたグループ3か年目標を策定し、その実現のための取組みを具現化し、進捗度合いを適宜管理する。
- (2) 当社グループは、定例で開催される取締役会において、グループ各社の経営課題等の正確且つタイムリーな情報を伝達し、全役員の問題意識の共有化を行う。
- (3) 取締役会は、時間的合理性を重視すべき場合においては、書面で決議するには適切でない事案を除き、会社法に定める書面決議制度を積極的に活用し、迅速な意思決定を行う。
- (4) 当社は、独立性の高い社外取締役を置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。
- (2) 当社は、『関係会社管理規程』に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。
- (3) 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用していく。
- (4) 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを当社内部監査室が監査し、必要に応じ改善を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助する専任のスタッフを置くものとし、その人事については監査役と取締役が意見交換を行い決定する。
- (2) 監査役スタッフは、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従う。
- (3) 監査役スタッフに対する、異動、賞罰、評価等は、社内規程に準じ取り扱うが監査役の意見を尊重し決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、当社取締役会ほかグループ各社の重要会議に適宜出席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じ、各社役職員に対しその説明を求める。
- (2) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と適宜に意見交換を行い、その連携を維持する。
- (3) 監査役は、同じ独立した立場の社外取締役と情報交換を行い、その連携を維持する。
- (4) 当社取締役は、当社監査役に対し報告すべき法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行う。
- (5) 当社従業員及び各子会社の全役職員が当社監査役に対し報告すべき事実を知ったときは、当社監査役並びに内部監査室長を窓口とする『通報・相談窓口』を通じて報告する。
- (6) 当社グループは、当該内部通報者に対し不利益な取り扱いを行わないことを規定する。
- (7) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができる。当社グループは、当該請求が特に不合理でない限り前払い又は償還に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社グループは、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針とする。
- (2) 当社グループは、『TVEグループ役職員行動規範カード』にこの基本方針を定め、全役職員に当該行動規範の常時携帯を求め、基本方針の遵守を周知する。
- (3) 当社グループは、所轄警察や企業防衛対策協議会、近隣企業等から情報の収集を行い、関係を強化することにより反社会的勢力の排除に備える。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、具体的な買収防衛策の導入は予定しておりませんが、敵対的買収者の出現に備え、危機管理マニュアルを整備しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

（基本方針）

当社は、グループの会社情報の適時開示のため、「会社情報の適時開示規程」を制定し、これに定める開示手続きに則した開示体制を構築・整備・実践することで、開示の遺漏・遅延などにより適時開示制度の主旨が損なわれることの無きように適時適正な開示を行うこととしております。

具体的には、「インサイダー取引管理規程」に定める統括情報管理責任者（管理本部担当取締役が就任）が、会社情報を統括管理することとし、決定事実はもちろん、重要な発生事実他の情報はすべて統括情報管理責任者に伝達される体制としております。

統括情報管理責任者の配下には経理部内の企画係を統括情報管理統括部署として置き、適時開示の要否検討・開示方法・開示文案の作成などの業務を統括情報管理責任者の指示により行います。検討結果は、取締役会の承認又は統括情報管理責任者の判断をもって開示され、緊急の問題に関しては、取締役会の承認事実であっても後日に取締役会の追認を得ることを前提として、代表取締役へ直接報告し情報開示の指示を受け開示することで、情報開示の即時性を確保しております。

（決定事実）

決定事実の情報は、当該事実が当社又は子会社の、取締役会等の経営意思決定機関での審議に至るまでの各検討段階より、統括情報管理責任者にその情報が確実に伝わるような体制としております。

統括情報管理責任者は入手した情報について、統括情報管理統括部署に、開示の要否、経営意思決定機関での決議前において開示要件に該当するかなどの開示時期の検討、開示文案の作成指示を行い、当該事実が開示必要と判断された場合には、当該事実の決議に併せ適時開示に関する確認を行い、「会社情報の適時開示規程」に従い直ちに開示の手続きを行なうこととしております。

（発生事実）

当社及び子会社において発生した重要事実は、直接または各社の部門長を経て当社の統括情報管理責任者に確実に伝えられるよう、各社部門長への指示徹底を図っております。

これら入手情報について、統括情報管理責任者は統括情報統括管理部署に開示要否の検討及び開示文案の作成を指示し、情報統括管理部署は、必要に応じ弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求め、開示要否判定並びに開示文案の作成を行い、「会社情報の適時開示規程」に従い速やかに開示手続きを行うこととしております。

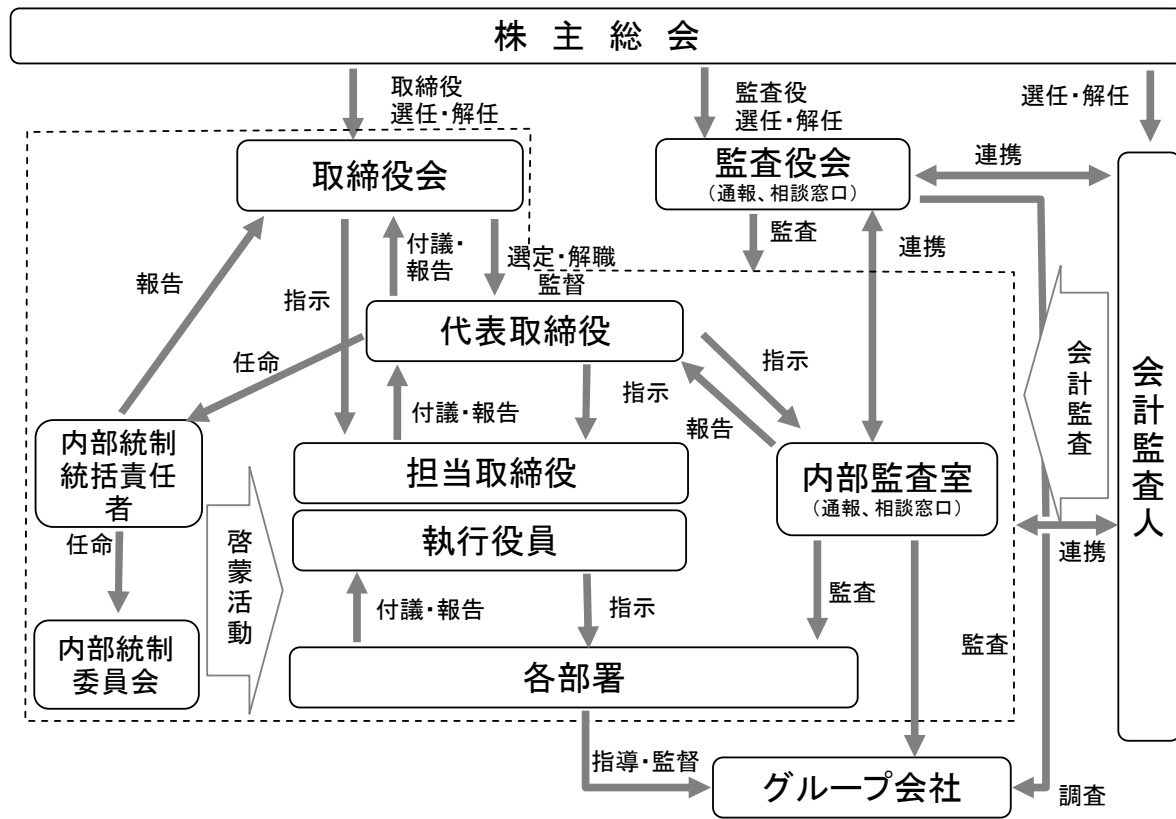
（決算に関する情報）

当社においては、期初の収益計画について、経理部門において月次でその進捗を管理し、営業部門において四半期毎に収益計画の見直しを行っております。

この月次の収益計画の進捗状況と四半期の収益計画の見直しをもって、経理部で当期の業績想定との修正が必要かを都度チェックし、その結果、開示基準に該当する程度の業績修正報告が必要と判断された場合には、直ちに統括情報管理責任者は取締役会に上程し開示承認を得たのち、開示することとしております。

決算情報につきましては、各子会社の会計情報はグループ全社の会計システムを統一することで一元管理を実現し、その他の決算情報もすべて当社経理部において管理しております。これらを、厳重な内部チェックのうえで経理部において取りまとめ、監査役及び会計監査人のチェックを経て当社取締役会に報告・開示することとしております。

【参考資料：模式図】
 （コーポレート・ガバナンスの体制図）



(適時開示の体制図)

